

平成 20 年（ワ）第 1978 号、第 2900 号、第 4164 号、第 5102 号
ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償
請求事件

原 告 原告番号 1 番ないし 91 番
被 告 国

意見陳述書

平成 21 年 2 月 18 日

福岡地方裁判所 民事第 2 部 御中

原 告 荒 金 千 代 子

1 はじめに

原告番号 3 番，荒金千代子です。

現在，慢性肝炎です。大切な一人娘も，同じ病気です。私が娘に B 型肝炎ウイルスを感染させてしまったのです。

私の両肘の内側には，長年打ち続けた点滴の跡がはっきりと残っています。B 型肝炎との 15 年間の闘いのあとがここに刻まれています。

2 感染発覚と最初の入院

平成 4 年，娘が就職しました。会社の健康診断で，娘が B 型肝炎ウイルスのキャリアであることが分かりました。B 型肝炎について何も知らなかった私は，なぜ，どうして娘が，とただただ驚くばかりでした。

2 年後，私は，体のだるさを感じて病院に行きました。検査の結果，肝臓の数値が悪く，慢性肝炎と診断されました。そのとき初めて，B 型肝炎に感染していて，出産時に娘に感染させてしまった，ということを知りました。なぜ私が，と思うと同時に，娘に対して申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

当時，まだ抗ウイルス薬はなく，肝臓の炎症を抑える薬の点滴を受け
るしかありませんでした。1 ヶ月入院し、その後も 1 年間毎日点滴に通

いました。しかし病状は良くなりず、平成7年、大分の夫の元を離れ、福岡の病院に再入院しました。

夫は仕事があるため、私の世話までは頼めず、福岡の私の実のきょうだいが、私の身の回りを手伝ってくれることになったからでした。B型肝炎のせいで、私は夫と離れ離れになってしまいました。

3 2回目の入院

肝臓の数値は600を超えました。健康な人の20倍です。とにかく体が重くてベッドから起き上がることができません。食欲は全くなく、どうにかこうにか食べた物も、全て吐きもどしてしまいました。体重は10キロ減りました。真っ白な便が出ました。尿はコーヒー色でした。黄疸が体全体にでました。横になっても体の置きばがない、自分の体じゃない感じでした。きつくて一睡もできない日々が続きました。肝臓が悪いので睡眠薬は飲めません。同室の患者さんがすうすう寝息をたてているのを聞いては、ため息をついていました。

夫は、主治医から、「奥さんの肝臓は全く働いていないので、肝臓移植しか助かる方法はありません。」と告げられました。家族や親兄弟は、もう助からないと観念していました。

きつくてきつくてたまりませんでした。でも、私が死んだら、おなじB型肝炎の娘は絶望するだろう。死ぬわけにはいかない。娘のために、なんとか治りたい。その一心で、肝臓に良いというものは何でも試し、治療にも必死に耐えました。

その結果、どうにか肝臓の数値は下がり、約3ヶ月半後、退院することができました。しかしその後も毎日、注射や点滴を受けなければなりませんでした。

ある夜、私の様子を見に福岡に来ていた夫が、居間で兄と話し合っていました。夫は、「千代子が死ぬ、千代子が死ぬ…」と言って男泣きに

泣いていました。夫は頼りがいがあり、普段決して涙など見せない人でした。治療のために離れ離れとなり、夫の身の回りのことをしてあげられなくなったにもかかわらず、夫は文句一つ言わず、いつも私を気遣ってくれていました。「ちょっとでもいいから自分より長生きしてくれんと困る」と言ってくれました。そんな夫を残して死んだりなどするものか。私は声をかけずにそっと戸を閉めました。この夜のことを、私は今も夫に話してはいません。

4 その後の経過

毎日点滴を受けるうち、両肘の内側の皮膚はだんだん硬くなり、血管が探せない状態になりました。遠くの病院に名医がいると聞くと、連れて行ってもらっていました。趣味だった旅行も、やりたかったおけいこごとも頭から消え去り、ただ病院へ行くだけの生活でした。

平成11年、新しい抗ウイルス薬を処方されました。しかし、通常の量の量を飲んでも肝臓の数値は下がってくれず、あわせて点滴を打ち続けるしかありませんでした。よっぽど私の肝臓は悪い状態なんだ、と落ち込みました。医師は、また新薬が開発されて使えるようになったらそちらを使おう、と言ってくれました。私はそれに希望を託しました。

数年後、新薬が出たので処方してもらいました。飲み続けて2年後、肝臓の数値が落ち着いてくれました。最初の入院から実に11年かかりました。ようやく注射の日々から解放されたのです。

しかし不安は常に付きまとっています。この薬が効かなくなったら、今度はどうすればいいのだろう。次の薬はあるのか。またあの生活に舞い戻るのか。今は考えたくありません。

5 娘の発症

3年前、娘が発症してしまいました。すぐに入院となりました。

その間、孫を2人預かりました。3歳の長女は、日が暮れると「ママ、

ママ」と泣き出します。「ママはいくつ寝たら帰ってくる？」と何度聞かれたか分かりません。

1歳半の長男は、退院の日、娘の顔をみるなり大泣きして駆け寄っていきました。娘も泣きながら、子をしっかりと抱きとめて、「ごめんね、ごめんね」と何度も言っていました。

娘は私に病気のことでは恨み事一つ言ったことはありません。私の病状が重かったときには、「私の肝臓を半分あげられたらいいのに」といつてくれた娘です。孫たちも私にととてもなついてくれています。そんな娘や孫たちに、私がつらい思いをさせている、と思うと、本当に苦しくて胸が張り裂けそうでした。

6 最後に

B型肝炎が、私たち家族の生活を変えてしまいました。それでも、感染したのが私だけだったなら、原告にはなっていなかったと思います。

わが子が病気で苦しんでいたなら、代わってやりたい、と願うのが母親です。しかし私にはそれができません。むしろ、私が娘を道連れにしたのです。母親として、こんなにつらいことはありません。

娘は一生強い薬を飲み続けなければなりません。薬が効かなくなる不安、肝硬変、肝ガンへと進行する恐怖とも闘い続けなければなりません。まだ36歳の娘のこれからの人生を思うと、母親として、できることはなんでもやってやりたいし、やらなければならない。そんな思いから、私は原告となりました。

私は、この裁判を通じて、国に私たちの苦しみを知ってもらいたい。同時に、娘が将来安心して治療を受けられる体制の整備を求めます。

裁判官、どうかこの苦しみをわかってください。毎日の不安をどうか取り除いてください。

以上